

岐阜県後発医薬品安心使用協議会設置要領

（設置）

第1条 県民及び県内の医療関係者が安心して後発医薬品を選択するために必要な環境整備等について意見聴取することを目的として、岐阜県後発医薬品安心使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 次に掲げる者を協議会の委員とする。

- （1）医療関係団体を代表する者
- （2）薬事関係団体を代表する者
- （3）消費者を代表する者
- （4）学識経験者
- （5）保険者を代表する者

3 会長は、委員の互選により決める。

（会議）

第3条 協議会の会議は、岐阜県健康福祉部薬務水道課長（以下「薬務水道課長」という。）が招集する。

2 協議会の議長は、会長とする。

3 薬務水道課長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、健康福祉部薬務水道課で行う。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月9日から施行する。

この要領は、平成30年3月15日から施行する。